

（駐車灯）

第三十七条の三 自動車の前面及び後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車にあつては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。

- 2 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（駐車灯）

- 第52条** 駐車灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の3第2項の告示で定める基準は、別添66「駐車灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添66「駐車灯の技術基準」4.1の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添66「駐車灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書き、5.3.の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.6.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止装置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙2の3.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、車幅灯の機能を駐車灯として用いる場合にあっては第45条第1項の基準、尾灯の機能を駐車灯として用いる場合にあっては第50条第1項の基準に適合するものであればよい。
- 3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

（駐車灯）

第130条 駐車灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方150mの距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方150mの距離から、両側面に備えるものにあつては夜間前方150mの距離及び夜間後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
 - 二 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、^{とう}橙色であってもよい。
 - 三 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
 - 四 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向45°の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向45°の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
 - 五 駐車灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる駐車灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯
- 3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から

400mm 以内（被牽引自動車にあっては、150mm 以内）となるように取り付けられていること。

二 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあっては、この限りでない。

三 後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外の自動車にあっては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。

四 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

五 原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。

六 駐車灯は、点滅するものでないこと。

七 駐車灯の直射光又は反射光は、当該駐車灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

八 その灯光の色が赤色である駐車灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。

九 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項第3号及び第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる駐車灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯

（駐車灯）

第208条 駐車灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方150mの距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方150mの距離から、両側面に備えるものにあつては夜間前方150mの距離及び夜間後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

二 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、^{とう}橙色であってもよい。

三 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向45°の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向45°の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

五 駐車灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる駐車灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から

400mm 以内（被牽引自動車にあっては、150mm 以内）となるように取り付けられていること。

二 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあっては、この限りでない。

三 後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ6m以上又は幅2m以上の自動車以外の自動車にあっては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。

四 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

五 原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。

六 駐車灯は、点滅するものでないこと。

七 駐車灯の直射光又は反射光は、当該駐車灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

八 その灯光の色が赤色である駐車灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。

九 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項第3号及び第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる駐車灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯